

令和 3 年 10 月 25 日

保護者のみなさま

島本町立第二小学校  
校長 辻 本 堅 二

### 町立学校園における今後の教育活動について(通知)

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
「大阪モデル」の「警戒」解除をうけ、町立学校園の対応につきましては、下記のとおりといたします。

#### 記

令和3年10月25日(月)以降、これまで行っていた町立学校園における教育活動の制限は行わないこととし、具体的には以下のとおりとします。

#### 1 授業について

- (1) 分散登校や短縮授業を行わず、通常形態を維持します。
- (2) 不安を感じて登校しない児童については、十分な学習支援を行います。その際学校・ホームにパソコン、タブレット等がない場合は、必要に応じて学校のタブレットを貸し出します。
- (3) 毎日の健康観察や基本的な感染症対策を実施します。

#### 2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について

感染防止対策を徹底したうえで実施します。

#### 3 学校行事(文化的行事・運動会)について

来場者(保護者等)も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施します。

#### 4 感染者が確認された場合の臨時休業・学級閉鎖等について

- (1) 陽性者が確認された場合、学校全体を臨時休業とするとともに、保健所の疫学調査に協力します。
- (2) 保健所による検査対象者の決定後、検査結果判明までは検査対象者の所属する学級等を閉鎖します。